

(続紙 1)

京都大学	博士 (地域研究)	氏名	張 楽
論文題目	Rural Livelihood Transition in Xishuangbanna, China: Cultivation of Para Rubber and Banana and Cross-border Activities 中国・西双版纳における農村の生業転換 —パラゴムとバナナの栽培と跨境活動—		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、ラオスやミャンマーと国境を接する中国南部の雲南省・西双版纳地区の農村における近年の急速な生業転換に着目し、生業転換を促進した要因を分析するとともに、その生態的、社会的影響について論じたものである。中国では、1980年前後から、市場経済を活用した経済発展が促進され、集団農業を解体し、農地の使用権を農民に均等に配分して、農家世帯を農業経営の単位とする生産責任制が導入された。これを契機として、商品作物栽培が普及するとともに、農村部におけるさまざまな経済活動が活性化した。熱帯気候下にある西双版纳地区において、このような動きを代表するものは、ゴム栽培とバナナ栽培と国境を跨ぐ経済活動である。そこで、本論文では、とくに、これら3つの活動に焦点をあてた。</p> <p>第1章では、問題の所在と目的が論じられている。先行研究を踏まえて生業転換の分析枠組みを提示するとともに、西双版纳における農民の生業とその変化に関する既往研究をレビューしている。既往研究では、ゴム栽培やバナナ栽培の拡大が森林面積の減少や農家間の経済格差の増大を生んでいることが指摘されていたが、これらはいずれも二次的な資料に基づいたものであることから、臨地調査に基づく定量的分析が必要であるとする。また第2章では、2つの調査村落を概観するとともに、生産責任制の導入以降、水稻やスイカの商業的栽培が試みられたが、それらは農民の生業に構造的な変化をもたらすものではなかったことを指摘している。</p> <p>第3章では、ゴム栽培の拡大過程に焦点をあてている。中華人民共和国成立以降の森林・土地管理政策の変遷を整理したうえで、丘陵部の土地の農民への分配と開墾や土地利用変化の過程を、ブロック単位で詳細に明らかにした。そして、農民の森林・土地管理政策への対応を論じるとともに、丘陵部の土地利用変化をモデル化した。すなわち、ゴム栽培の導入以前は、集落近傍に薪炭材採取地、その外縁に自給的畑作地、さらに外縁に森林を配置するという土地利用が慣習的に確立されていたこと、ゴム栽培は、水稻作の生産力向上にともなって自給的畑作地を、プロパンガスの導入にともなって薪炭材採取地をゴム園に転換することにより拡大したことを明らかにした。これらに基づいて、ゴム栽培の拡大過程は、農民の慣習的に共有された土地利用秩序とそれと整合的な森林・土地管理政策のもとで進行しており、森林減少への影響は限定的であったことを指摘した。</p> <p>第4章では、商業的バナナ栽培の拡大過程に焦点をあてている。2000年代半ばに西双版纳に導入された商業的バナナ栽培は、農民の生業の基盤をなしてきた水稻作に</p>			

置き換わり、急速に拡大した。この過程で、2つの調査村落は対照的な対応を示した。一つは他省からの移住者に水田を貸し出して農民は地主化したのに対して、もう一つの村落では農民自らがバナナ栽培を経営した。2つの調査村落の全世帯を対象とした農家経済調査と村長を始めとする村落幹部へのインタビューをもとに、商業的バナナの導入・拡大過程を詳細に論じた。その結果、2つの調査村落の対応の違いは、導入初期には農民が生産・販売体系を熟知していなかったことに起因すること、その後、農民は外部とのネットワークを急速に形成し、短期間に栽培技術を習得するとともに、農業資材や労働力を調達し生産物を販売するルートを確立したこと、商業的バナナ栽培の収益性は従前の水稻生産を基盤とする作付体系よりも数倍大きいこと、自給生産から商業生産への完全な移行という生業の構造的変化であるにもかかわらず農家間の経済格差の極端な拡大は生んでいないことを明らかにした。これらに基づいて、経営規模が比較的均質であることが、極端な富裕層や貧困層を生まず、また営農における村落レベルでの緩やかな集団性を支えていることを指摘した。

第5章では、国境を跨ぐ経済活動に焦点をあて、農民による跨境活動は、2000年ごろまでは農産物交易が主だったが国境管理の厳格化により衰退したこと、近年はゴムやバナナの契約栽培に着手しているが、ラオス側の政策や制度の変更により、事業運営が円滑に展開できないことを明らかにした。そして、国境を跨ぐ経済活動は大きな利益を生む反面、リスクも大きいと指摘した。

第6章では、これらの生業変化が農家所得に与えた影響を包括的に論じている。農家所得は、全体として増加しているが、とりわけ一部の世帯で顕著に増加していること、これらの世帯が、今後、さらなる生業転換をけん引する可能性があることを指摘している。そして第7章では、ゴム栽培、バナナ栽培、国境を跨ぐ経済活動の盛衰は相互に関連していることに着目し、西双版纳における生業転換のメカニズムを提示するとともに、このメカニズムが市場経済の拡大や人やモノ、カネの自由な移動の制度的担保という中国国内で普遍的な条件と熱帯気候に代表される西双版纳に特殊な条件の双方に支えられていると結論付けた。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、中国・雲南省の西双版纳の農村における生業変化の要因とその生態的、社会的影響について論じたものである。西双版纳を含む東南アジア大陸山地部農村では、市場経済の浸透にともなって、商業的農業が拡大しつつある。近隣のベトナム北部山地やラオス北部でみられるその過程は試行錯誤の連続であり、農民は、市場経済のもたらす恩恵を享受することもあるが、同時に農産物の市場価格の暴落などのリスクにも直面しているため、自給農業を維持しつつ商業的農業へも進出しようとしている。これに対して、西双版纳では、農民は自給農業を放棄し、丘陵部ではパラゴムの、低地ではバナナの商業的栽培に特化するという生業転換を実現した。このような生業転換を実現できた要因は何なのか、その転換は土地利用や農村社会にどのような影響を与えたのかを考察することにより、農民の生業とそれを取りまく社会的諸条件との関係を考察した点において、本論文は傑出した特徴をもつ。

本論文の学術的意義は以下の4点に要約することができる。

第1に、商業的農業の導入・拡大過程における農村集落の共同性に着目し、その過程を解明した点である。調査村落では1984年に生産責任制が導入され、農地が個人に均等に配分され、農家世帯が農業経営の単位となった。しかし、農業用地や薪炭材採取地、森林に対する慣行的な土地利用規制は、農業形態が自給的なものから商業的なものへと変化しても残存した。さらに1998年に施行された森林保護政策は、慣行的な土地利用規制を追認し、制度化した。すなわち、農業経営は農家世帯へと移譲されたが、土地利用に関しては共同性が維持され、それが商業的農業の導入と森林保護を両立させる集団的な行動を促進したことを示した。山地農村の経済的な発展と森林を中心とする環境保全の両立に取り組む近隣諸国の参考となる研究成果である。

第2に、中国、ラオス、ベトナムなどの社会・共産主義国において開放政策と市場経済が浸透する中で、土地分配と土地利用転換が地域社会に及ぼした2つの典型的な影響を明らかにした点である。その1例は、均等に配分された土地は、土地規格が比較的均質であることから、極端な富裕層や貧困層を生まず、村落レベルで緩やかな集団的営農を支えていた点である。2例目は、水田などを移住者に貸し出した農民が地主化し、一部の世帯が顕著に富裕化し、生業転換をけん引する可能性があるとした点である。土地管理と生業転換、富裕化と貧困化、村落のセーフティーネットの維持と崩壊を示した研究成果である。

第3に、中国国内においては辺境に位置する調査村落における生業変化が、中国国内の人やモノのネットワークに支えられていることを明らかにした点である。新たな商品作物の栽培技術の習得方法や労働力の調達、販売ルートなどを詳細に解明し、それらが同省他県のみならず遠隔の省にも及ぶ広域のネットワークに立脚していることを示した。そして、中国国内における人やモノの自由な移動が制度的に担保されていることが円滑な生業転換の基礎条件となっていると指摘した。東南アジア大陸山地部の農村発展を推進するための政策を立案するうえで、きわめて示唆に富む指摘であ

る。

第 4 に、商業的農業の導入が生む農村内の貧富の格差の増大は、東南アジア大陸山地部の農村発展における重要な社会的課題であるが、調査村落では、それが土地保有規模の均質性により抑制されていることを指摘したことである。これは、東南アジア大陸山地部のうち、ベトナム北部山地やラオス北部では利用可能な土地が商業的農業の発展の制約要因になっていないのに対して、調査村落を含む中国では商業的農業の発展が利用可能な土地の制約を受けていることを意味している。この違いこそが、ラオスを中心とする東南アジア諸国における中国農民による営農の展開を促進する基礎的な背景であり、中国と東南アジアにおける労働力移動を考察するうえで、きわめて重要な研究成果である。

本論文は、東南アジア大陸山地部農村における商業的農業の導入を基軸とする生業転換に関する総合的研究であり、同様の生態環境をもつ近隣地域における農業・農村発展研究に大きな示唆を与える。したがって、地域研究として高く評価できる。

よって、本論文は博士（地域研究）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成 25 年 3 月 13 日、論文内容とそれに関連した事項について試問した結果、合格と認めた。

（なお、本論文は、京都大学学位規定第 14 条第 2 項に該当するものと判断し、公表に際しては、（平成 27 年 3 月 31 日までの間）当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとする。）